

四国中央市下水道管路点検調査関連4業務仕様書

第1章 総則・共通仕様

1.1 適用範囲

- (1) 本仕様書は、四国中央市が管理する下水道管路の点検調査(以下「点検調査」という。)に適用する。
- (2) 本仕様書に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者との協議により決定する。

1.2 目的

管内 No Entry を基本として、ドローン、ロボット、自走式 TV カメラ、AI、クラウド等を活用し、安全性、省人化、点検調査品質及び予防保全型管路マネジメントを高度化する。

1.3 最新制度への対応

下水道管路マネジメント技術基準等検討会、下水道管路メンテナンス技術高度化・実用化推進会議、AB-Cross、上下水道 DX ロードマップ等の最新動向を踏まえる。履行中に新たな法令、診断基準、技術基準、ガイドライン、標準仕様等が公表された場合は協議のうえ反映する。

1.4 管内 NoEntry

人が入れる管であっても、まず機械による点検・調査の可否を検討し、技術的に可能な限り人の立入りを削減する。やむを得ず立入る場合は理由と安全対策を事前協議する。

1.5 健全度評価

従来の緊急度中心の最終評価に固定せず、国が制度設計を進める健全度Ⅰ(健全)、Ⅱ(要監視段階)、Ⅲ(早期措置段階)、Ⅳ(緊急措置段階)及び診断保留を基本とする。正式基準公表後は最新基準へ移行する。

1.6 道路陥没リスク

管破損、浸入水、土砂流入等から周辺空洞が疑われる場合は位置を明示し、路面下空洞調査、地中レーダ、貫入試験等の追加調査を提案する。

1.7 AI の位置付け

AI は異常候補抽出、分類、定量化及び診断支援に用い、最終判断は専門技術者が行う。AI モデル名・バージョン・判定信頼度を記録し、診断を行った画像・動画を保存する。

1.8 データ標準化

全業務で同じ施設 ID、健全度区分、ファイル命名規則を用いる。

1.9 下水道スマートメンテナンスツールの適用

(1)発注者は業務 1～4 の各受注者に対し、本業務に必要な下水道スマートメンテナンスツール（以下、「下水道スマメ」という。）の利用者 ID を貸与し、役割に応じた閲覧・登録・編集権限を設定する。

(2)各受注者は利用者の氏名・所属・役割を届け出、ID 及び認証情報を適切に管理し、第三者との共有及び目的外利用をしてはならない。利用者の変更・利用終了時は速やかに発注者に届け出る。貸与及び権限設定はツールの利用条件及び発注者の情報セキュリティ方針に従う。

(3)業務 4 は可能な限り業務 1～3 の管路調査に先行して実施し、点検完了の都度、結果を同ツールに登録する。業務 1～3 は調査前に既往点検結果を参照し、機器投入・回収方法、作業手順及び安全対策に活用する。先行点検が間に合わない場合は必要な現地確認を実施する。緊急性の高い異常はツール登録に加えて直ちに発注者へ報告する。

(4)成果データは発注者指定の下水道スマメへ登録する。登録完了は成果品納品の必須条件とし、書面・電子媒体提出のみでは完了としない。

1.10 ベンダーロックイン防止

データは市が自由に利用・移行できる一般形式で出力可能とし、特定企業の専用環境でのみ利用できる状態としてはならない。

1.11 情報セキュリティ

アクセス制御、バックアップ、ログ、障害対応、契約終了時のデータ返却・消去等を明確にし、市の情報セキュリティポリシーに従う。

1.12 安全管理

酸素欠乏、硫化水素、可燃性ガス、降雨・水位上昇、交通、転落、機器故障・回収等のリスクアセスメントを行う。

1.13 共通成果品

業務報告書、画像・動画、解析・診断結果、健全度、登録データ、スマートメンテナンスツール登録完了報告書、電子データ一式を提出する。

1.14 法令等の順守

(1) 受注者は、点検調査を実施するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令、条例、規則等並びに当市が他の企業等と締結している協定等を遵守しなければならない。

- ①労働基準法
- ②労働者災害補償保険法
- ③消防法
- ④緊急失業対策法
- ⑤建設業法
- ⑥建築基準法
- ⑦港湾法
- ⑧毒物及び劇物取締法
- ⑨道路法
- ⑩下水道法
- ⑪中小企業退職金共済法
- ⑫道路交通法
- ⑬河川法
- ⑭電気事業法
- ⑮騒音規制法
- ⑯廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑰水質汚濁防止法
- ⑱酸素欠乏症等防止規則
- ⑲労働安全衛生法
- ⑳振動規制法
- ㉑環境基本法
- ㉒四国中央市公害防止条例

(2) 使用人に対する諸法令等の運用、適用は、受注者の負担と責任のもとで行うこと。なお、建設業退職金共済組合及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受注者の責任において行うこと。

(3) 適用を受ける諸法令は、改訂等があった場合は最新のものを使用することとする。

1.15 提出書類

(1) 受注者は、契約締結後、速やかに次の書類を提出し、承諾を受けたいえ、調査に着手すること。

- ①業務着手届
- ②配置技術者届

③業務工程表

④職務分担表

⑤業務計画書

⑥点検調査計画書

⑦酸素欠乏危険作業主任者届

(酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習終了証の写しを添付すること。)

(2) 提出した書類の内容を変更する必要がある時は、直ちに変更届を提出すること。

(3) 受注者は、着手日から点検調査完了日までの期間中、点検調査日報を監督員に提出すること。

(4) 点検調査が完了した時は、速やかに次の書類又は電子データを提出すること。

①出来高調書

②点検調査記録写真・動画データ

③完了図書一式

(5) 前各号のほか、監督員が提出するように指示した書類は、指定期日までに提出すること。

1.16 官公署への手続

受注者は、契約締結後、速やかに関係官公署に、点検調査に必要な届出を行い、又は許可申請を行い、その許可を受けること。なお、関係官公署との協議内容については、その都度、書面により報告すること。

1.17 現場体制

(1) 受注者は、契約締結後速やかに点検調査の技術及び経験を有する技術者を常駐させて、所定の業務に従事させること。

(2) 管路内に入孔し、点検調査を行う際は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、作業時に現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。

(3) 受注者は、善良な調査員を選定し、秩序正しい調査を行わせ、かつ、熟練を要する作業は、相当の経験を有する者を従事させること。

1.18 再委託の届出

(1) 受注者は、点検調査の一部を再委託し履行する場合は、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。その後、受注者は、着手に先立ち、再委託履行承認申請書を提出し、監督員の承諾を得ること。ただし、受注者は、印刷、製本等の簡易な業務の再委託にあたっては、監督員の承諾を必要としないものとする。

(2) 点検調査の実施にあたって、著しく不適當であると認められる再委託業者は、交代を命ずることがある。

この場合は、受注者は、直ちに必要な措置を講じること。

1.19 地先住民等との協調

- (1) 受注者は、点検調査を実施するにあたり、地先住民等に点検調査内容を説明し、理解と協力を得ること。
- (2) 受注者は、地先住民等からの要望、もしくは地先住民等と交渉があった時は、遅滞なく監督員に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果を速やかに書面にて報告すること。
- (3) 受注者は、いかなる理由があっても、地先住民等から報酬、又は手数料等を受け取ってはならない。
- (4) 使用人等が前項の行為を行った時は、受注者がその責任を負うこと。

1.20 損害賠償及び補償

- (1) 受注者は、下水道施設に損害を与えた時は、直ちに監督員に書面にて報告し、その指示を受けるとともに、速やかに現状復旧することとする。
- (2) 受注者は、点検調査にあたり、万一、注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

1.21 工程管理

- (1) 受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。
- (2) 予定の工程表と、実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて、点検調査の円滑な進行を図ること。
- (3) 受注者は、毎月末、履行報告書により、点検調査の進捗状況を監督員に報告すること。
- (4) 作業実施の都合上、土曜、日曜、祝日等に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けること。

1.22 点検調査記録写真

- (1) 受注者は、次の各項に従って、点検調査記録写真を撮影し、点検調査完了時に、監督員に提出すること。
- (2) 撮影は、点検調査日毎に、1 箇所以上の昼夜間時の保安施設の状況、交通誘導警備員の配置状況、ドローンやTVカメラ機器等の状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況、監督員が指定する内容について、行うこと。

第2章 安全管理

2.1 一般事項

- (1) 受注者は、公衆災害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、各種法律の定めるところに従い、防止に必要な措置を講ずること。
- (2) 作業中は、気象状況に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、直ちに対処できるような対策を講じておくこと。
- (3) 事故防止を図るため、安全管理については、点検調査計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。

2.2 安全教育

受注者は、点検調査に従事するものに対して定期的に安全教育を行い、作業者の安全意識の向上を図ること。また、労働安全衛生法施行規則で定める酸素欠乏危険作業に係わる業務についての教育を行うこと。

2.3 労働災害防止

- (1) 現場の調査環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、調査に従事する者の安全を図ること。
- (2) マンホール、管渠等に出入りし、又はこれらの内部で作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任技術者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を、点検調査開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用防護具等を常備すること。
- (3) 点検調査中、酸素欠乏空気や有毒ガスなどが発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、監督員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。
- (4) 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者を配置すること。

2.4 公衆災害防止

- (1) 点検調査中は、常時調査現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- (2) 点検調査現場には、下水道点検調査と明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人及び車両交通等の安全の確保に努めること。
- (3) 点検調査区域内には、必要に応じ交通誘導警備員を配置し、車両及び歩行者に通行の誘導、並びに整理を行うこと。
- (4) 点検調査に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。

(5) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を発注者に提出すること。

2.5 その他

(1) 受注者は、点検調査にあたって、下水道施設又はガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。

(2) 万一、事故が発生した場合は、緊急連絡体制に従い、直ちに発注者及び関係官公署に報告するとともに、速やかに必要な措置を講ずること。

(3) 前項の通報後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により、直ちに届け出ること。

第 3 章 四国中央市下水道管路点検調査業務(ドローン等・AI・クラウド)

3.1 位置づけ

本事業の全体統括業務とし、技術統括及びデータ統括を担う。

3.2 配置技術者

受注者は、秩序正しく業務を行うために、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。なお、配置技術者は、以下の資格を有する者を配置すること。

(1)管理技術者:管理技術者とは、業務の技術上の管理及び統括を行う者であり、技術士法に基づく「技術士(総合技術監理部門 下水道)又は(上下水道部門 下水道)」、公益社団法人(以下、(公社)という。)日本下水道管路管理業協会が認定する「下水道管路管理総合技士」又は「下水道管路管理主任技士」のいずれかの資格を有するものとする。

(2)調査責任者:調査責任者とは、現場作業時に管路の調査及び判定を現地にて直接携わる技術者であり、(公社)日本下水道管路管理業協会が認定する「下水道管路管理総合技士」、「下水道管路管理主任技士」又は「下水道管路管理専門技士(調査部門)」のいずれかの資格を有するものとする。なお、調査責任者は、発注者の承諾を得た場合、直接的な雇用関係に限定するものではない。

3.3 標準数量

(1)標準調査延長約3,813m を目安とする。ただし管路調査方法の複数方式比較、AI、クラウド等の内容に応じ提案数量の最適化を認める。

業務1の想定調査構成(参考)

方式	参考数量	目的
飛行式ドローン	約 918m	大口径・高水位等の No Entry 調査
浮流式ドローン等	約 1,854m	中大口径・高水位のスクリーニング・調査
自走式 TV カメラ	約 1,041m	小中口径の詳細調査・AI 用画像取得
業務2の AI 診断	約 1,422m	省人化・高度化・民間における連携促進
業務3の AI 診断	約 1,084m	省人化・高度化・民間における連携促進
業務4の診断	約 1,000 基	市内における点検体制の拡充
比較重複区間	上記内数	方式間精度・速度・費用の比較

(2)点検調査対象は、別添調査路線一覧表、位置図を参照すること。なお、提案による数量増減については、業務計画書提出時に具体的位置を示すこと。

(3)自走式 TV カメラ調査には、管きょ内洗浄を行うこと。

3.4 調査方式

自走式 TV カメラ、飛行式ドローン、浮流式ドローン・カメラ、フロート式機器、走行式・天井走行式ロボット、水中ロボット等を対象条件に応じて組み合わせる。

3.5 技術選定

管径、管種、延長、水深、水位、流速、堆積、マンホール条件、通信、回収性等を評価し、管路ごとに最適方式を選定する。

3.6 AI 解析

ひび割れ、破損、腐食、摩耗、変形、継手異常、浸入水、木根、取付管突出、堆積、障害物等を対象とし、異常候補を位置情報と紐付ける。

3.7 業務 2～4 との連携

(1)業務 2 のドローン等データ及び業務 3 の TV・展開図データを受入れ、AI 解析・診断支援を行う。

(2)業務 4 のマンホール点検結果は下水道スマートメンテナンスツールに既に登録されたデータを参照し、診断を行う。

(3) 関連4業務は、下水道スマメを活用し、点検調査の初期段階からデータ登録を行うことにより、各業務間の連携を強化できることを期待しているが、業務1において、各業務間でやりとりするデータ形式・容量等を確認し、現状適用できる最適なデータ共有環境を構築する。なお、発注者が随時確認できる環境とする。

(4) 契約後速やかに「四国中央市下水道点検調査データ連携仕様書」を作成し、業務 2～4 へ適用する。業務 1 は他社データを合理的理由なく排除してはならない。

(5)業務 1 は関連 4 業務のデータ整合性を確認する。

3.8 最終成果

(1)全業務の統合データ登録完了報告書、AI 性能評価、管径・水位別推奨調査方式等を業務連携報告書として提出する。

(2)業務 1 及び業務 4 の点検、調査結果を下水道スマメに登録する。

(3)業務 1 及び業務 4 の点検調査報告書は、全施設の健全度区分一覧表を作成した上で、健全度Ⅳ(緊急措置段階)とⅢ(早期措置段階)及び診断保留と判定した施設のみ図書として提出する。

(4)受発注者間の打合せ、関連業務間における業務1が参加した打合せ、関係機関との打ち合わせ記録について、議事録として提出する。

(5)点検調査時に取得した写真・動画・その他計測データの全データ、報告書一式を SSD1個に保存し、提出する。

(6)提出図書は以下のとおり。

- ・業務連携報告書 A4 版製本 2部(正・副)
- ・点検調査報告書 //
- ・打合せ議事録 //
- ・その他参考資料 //
- ・上記提出図書電子データ SSD 1個

成果品の作成にあたっては、その編集方法についてあらかじめ発注者と協議すること。

第 4 章 四国中央市下水道管路調査業務(ドローン等・AI)

4.1 位置付け

全国のスタートアップ、新規参入企業等の新技術を下水道フィールドで実証し、技術の多様化と社会実装を促進する。

4.2 配置技術者

受注者は、秩序正しく業務を行うために、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。なお、配置技術者は、以下の資格を有する者を配置するものとする。

(1)管理技術者:管理技術者とは、業務の技術上の管理及び統括を行う者であり、(公社)日本下水道管路管理業協会が認定する「下水道管路管理総合技士」又は「下水道管路管理主任技士」、又は同等以上の技術的能力を有する者のいずれかの者とする。

(2)同等以上の技能的能力を有する者とは、ドローン、ロボット、AI、閉鎖空間調査等のインフラ点検・調査において技術責任者、プロジェクトマネージャ、研究開発責任者等の経験を有する者とする。

(3)調査責任者：調査責任者とは、現場作業時に管路の調査及び判定を現地にて直接携わる技術者であり、(公社)日本下水道管路管理業協会が認定する「下水道管路管理総合技士」、「下水道管路管理主任技士」又は「下水道管路管理専門技士(調査部門)」のいずれかの資格を有するものとする。なお、調査責任者は、発注者の承諾を得た場合、直接的な雇用関係に限定するものではない。

(4)ドローン等操作者は、使用機体のメーカー等による操作教育修了又は同等の閉鎖空間操縦実績を有すること。

4.3 標準数量

(1)標準調査延長約1,422mを目安とする。

(2)調査対象は、別添調査路線一覧表、位置図を参照すること。なお、提案による数量増減については、業務計画書提出時に具体的位置を示すこと。

4.4 対象技術

飛行式・小型ドローン、浮流式、フロート式、自律走行、水中、壁面・天井走行、LiDAR/SLAM
その他上下水道 DX カタログに掲載している技術、または上下水道 DX カタログに掲載申請中の技術。

4.5 実証項目

調査可能距離、適用管径・水位・流速、取得品質、位置精度、安全性、省人化、従来技術比較を記録する。

4.6 AI 方式

(1)次のいずれかの方式により AI を活用し、専門技術者が最終診断を行う。

A 方式：自社 AI で解析し専門技術者が最終診断。

B 方式：画像等を業務 1 へ渡し、業務 1 の AI 解析結果を受領後、専門技術者が最終診断。

(2)自社で AI による異常候補抽出、分類、定量化及び診断支援が可能な場合は、全調査延長に対し、AI 解析を実施すること。

(3)ひび割れ、破損、腐食、摩耗、変形、継手異常、浸入水、木根、取付管突出、堆積、障害物等を対象とし、異常候補を位置情報と紐付ける。

4.7 データ連携

業務 1 のデータ連携仕様に従い、原データ及び整理データを提出し、下水道スマメ等に登録を行う。

4.8 最終成果

- (1)調査結果を下水道スマメに登録する。
- (2)調査報告書は、全施設の健全度区分一覧表を作成した上で、健全度Ⅳ(緊急措置段階)とⅢ(早期措置段階)及び診断保留と判定した施設のみ図書として提出する。
- (3)調査時に取得した写真・動画・その他計測データの全データ、報告書一式を SSD1個に保存し、提出する。
- (4)提出図書は以下のとおり。
 - ・調査報告書 A4 版製本 2部(正・副)
 - ・打合せ議事録 //
 - ・その他参考資料 //
 - ・上記提出図書電子データ SSD 1個

成果品の作成にあたっては、その編集方法についてあらかじめ発注者と協議すること。

第 5 章 四国中央市下水道管路調査業務(自走式 TV カメラ・AI)

5.1 位置付け

愛媛県内に本店・支店・営業所を有する事業者の TV カメラ技術と AI を組み合わせ、地域事業者の DX 対応力向上を図る。

5.2 配置技術者

受注者は、秩序正しく業務を行うために、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。なお、配置技術者は、以下の資格を有する者を配置すること。

- (1)管理技術者：管理技術者とは、業務の技術上の管理及び統括を行う者であり、(公社)日本下水道管路管理業協会が認定する「下水道管路管理総合技士」又は「下水道管路管理主任技士」のいずれかの資格を有するものとする。
- (2)調査責任者：調査責任者とは、現場作業時に管路の調査及び判定を現地にて直接携わる技術者であり、(公社)日本下水道管路管理業協会が認定する「下水道管路管理総合技士」、「下水道管路管理主任技士」又は「下水道管路管理専門技士(調査部門)」のいずれかの資格を有するものとする。なお、調査責任者は、発注者の承諾を得た場合、直接的な雇用関係に限定するものではない。

5.3 数量

- (1)標準調査延長約1,084m を目安とする。
- (2)調査対象は、別添調査路線一覧表、位置図を参照すること。なお、提案による数量増減については、業務計画書提出時に具体的位置を示すこと。
- (3)自走式 TV カメラ調査には、管きょ内洗浄を行うこと。

5.4 調査方法

自走式 TV カメラ(展開図化式)により画像・動画を取得する。調査品質は一般的な詳細調査に必要な解像度・視認性を確保する。

5.5 AI 方式

- (1)次のいずれかの方式により AI を活用し、自社技術者が最終診断を行う。
A 方式: 自社又は自社が利用する AI で解析し自社技術者が最終診断。
B 方式: 画像等を業務 1 へ渡し、業務 1 の AI 解析結果を受領後、自社技術者が最終診断。
- (2)自社で AI による異常候補抽出、分類、定量化及び診断支援が可能な場合は、全調査延長に対し、AI 解析を実施すること。
- (3)ひび割れ、破損、腐食、摩耗、変形、継手異常、浸入水、木根、取付管突出、堆積、障害物等を対象とし、異常候補を位置情報と紐付ける。

5.6 データ連携

業務 1 の共通データ仕様に従い、原データ及び整理データを提出し、下水道スマメ等に登録を行う。

5.7 最終成果

- (1)調査結果を下水道スマメに登録する。
- (2)調査報告書は、全施設の健全度区分一覧表を作成した上で、健全度Ⅳ(緊急措置段階)とⅢ(早期措置段階)及び診断保留と判定した施設のみ図書として提出する。
- (3)調査時に取得した写真・動画・その他計測データの全データ、報告書一式を SSD1個に保存し、提出する。
- (4)提出図書は以下のとおり。
 - ・調査報告書 A4 版製本 2部(正・副)
 - ・打合せ議事録 //
 - ・その他参考資料 //
 - ・上記提出図書電子データ SSD 1個

成果品の作成にあたっては、その編集方法についてあらかじめ発注者と協議すること。

第 6 章 四国中央市下水道マンホール点検業務

6.1 位置付け

四国中央市内に本店を有する事業者による地域密着型のマンホール点検体制を構築する。

6.2 配置技術者

受注者は、秩序正しく業務を行うために、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。なお、配置技術者は、以下の資格を有する者を配置すること。

(1)管理技術者：管理技術者とは、業務の技術上の管理及び統括を行う者であり、下水道、上水道、道路、管工事その他これらに類するインフラ施設の維持管理・点検・施工管理について、原則として3年以上の実務経験を有する者とする。

(2)点検責任者：点検責任者とは、点検班の業務を統括する者であり、マンホール、管路、道路施設その他これらに類する施設の点検・維持管理・施工について1年以上の実務経験を有する者とする。

(3)点検員：特定の資格は求めない。ただし、業務開始前に発注者が実施する点検方法、安全管理、写真撮影、異常判定基準、記録方法に関する教育を受講した者とする。

6.3 数量

(1)標準点検数約500 基以上とする。

(2)点検対象は、業務1～3の調査箇所を最優先し、続いて直轄国道を優先する。

(3)点検は、交通誘導警備員を配置し、交通量の多い車道上の点検は、夜間とする。想定する点検数量は下表に示す数値以上とする。

安全対策条件	想定点検数量
夜間・交通誘導警備員	100 基
昼間・交通誘導警備員	400 基

(4)受注者は点検着手時に下水道スマメ上で対象施設 ID を選択し、表示される前回点検・調査日時及び点検内容を確認する。点検実施予定日から起算して過去 3 年以内に、点検結果を確認できる施設は、原則として本業務の点検対象から除外する。

(5)除外対象であっても前回点検後の異常、事故・災害、道路陥没のおそれ等により発注者が必要と認めた場合は再点検する。除外施設は施設 ID、前回点検日、除外理由を記録し、点検責任者が確認する。除外により不足する数量は発注者と協議のうえ未点検施設等に振り替え、原則として契約上の点検数量を確保する。

6.4 点検方法

発注者指定の下水道スマメを現地で使用し、マンホール蓋、受枠、周辺舗装、マンホール内部、インバート、管口等を点検・撮影・登録する。

6.5 診断分担

業務 4 受注者は現地情報を正確に記録し、詳細診断・AI 解析・健全度評価は原則として業務 1 受注者が実施する。追加写真等が必要な場合は協力する。

6.6 ID 統一

業務 4 は既存マンホール ID を使用し、業務 1 と同一データ体系で登録する。独自 ID が必要な場合は、発注者が ID を付与する。

6.7 最終成果

(1)提出図書は以下のとおり。

- ・点検作業一覧表 A4 版 2部(正・副)
- ・打合せ議事録 //
- ・その他参考資料 //
- ・上記提出図書電子データ CD 等 1枚

成果品の作成にあたっては、その編集方法についてあらかじめ発注者と協議すること。

ウィークリースタンスの実施に関する特記仕様書

第1条 目的

ウィークリースタンスは、受発注者で1週間のルール(スタンス)を目標として定め、計画的に工事及び業務を履行することで、目的物の品質確保につなげるとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進など、担い手の育成及び確保を目的とする。

第2条 実施方法

実施にあたっては、「四国中央市ウィークリースタンス実施要領」に基づき実施し、受発注者が相互に協力し、次の内容について取り組むものとする。

- (1) 発注者は、月曜日（休み明け）を依頼の期限日としない。
- (2) ノー残業デーは定時の帰宅を心掛ける。
- (3) 発注者は、金曜日（休日前）に依頼をしない。
- (4) その他、任意に設定する。

第3条 留意事項

- ・取り組み内容については、工事又は業務内容及び受注者の意思を踏まえて設定するものとし、部分的な実施も可とする。また、取り組み期間は工事期間、業務期間全体に限らず、可能な期間だけとすることも可とする。
- ・緊急対応については、上記の限りではなく、受発注者が協力して臨機に対応を行うものとする。

安全対策に関する特記仕様書

（目的）

第 1 条 四国中央市の発注業務について、交通整理等を行うことにより、一般交通に支障を来すことを未然に防ぎ、もって公共事業の円滑な執行に資することを目的とする。

よって、受注者は履行に際し、この趣旨を理解し適正に業務を実施すること。

（施工）

第 2 条 受注者は、業務の履行にあたって、配置人員、配置位置及び配置期間等について監督職員と協議を行うこと。

また、計画に変更が生じた場合も同様とする。

2 受注者は、業務完了時に実施内容の判る写真及び交通誘導警備員の雇用実績を別紙 様式-1により、その他の資料と併せて提出すること。

交通誘導警備員勤務実績表

(1) 事務所名		(2) 監督職員		(3) 交通誘導員に係る経費 対象額 円	
* (4) 業務種別		* (5) 業務名			
* (6) 路線名		* (7) 業務箇所			
* (8) 業務概要					
* (9) 業務日数	日	* (10) 契約工期			
* (11) 業務費	円	* (12) 受注者	氏 名	印	
* (13) 交通誘導警備員実績表					
月 日	勤 務 時 間	配置人員	交替要員	延勤務時間	備 考
/	: ~ :	人	有 ・ 無	h	
/	: ~ :	人	有 ・ 無	h	
/	: ~ :	人	有 ・ 無	h	
/	: ~ :	人	有 ・ 無	h	
/	: ~ :	人	有 ・ 無	h	
/	: ~ :	人	有 ・ 無	h	
/	: ~ :	人	有 ・ 無	h	
/	: ~ :	人	有 ・ 無	h	
/	: ~ :	人	有 ・ 無	h	
/	: ~ :	人	有 ・ 無	h	
/	: ~ :	人	有 ・ 無	h	
/	: ~ :	人	有 ・ 無	h	
/	: ~ :	人	有 ・ 無	h	
/	: ~ :	人	有 ・ 無	h	
/	: ~ :	人	有 ・ 無	h	
/	: ~ :	人	有 ・ 無	h	
/	: ~ :	人	有 ・ 無	h	
/	: ~ :	人	有 ・ 無	h	

(注意事項) 受注者は、上記調査表のうち、(*)のある箇所について記入し、氏名押印のうえ、実施状況写真と併せて監督職員に提出すること。